

大学生協東京地区統一労働組合 会計運営細則

(総則)

第1条 この細則は、大学生協東京統一労働組合の会計運用について必要な事項を定める。

(入金・出金伝票の使用)

第2条 入金・出金は、すべて伝票に月日、科目、内容、金額を明記し、書記長または会計担当者の捺印の上、入金または出金する。

- 2 入金伝票には原則として、受け取りの詳細を記した書類（請求書の控え等）を添付しなければならない。
- 3 出金伝票には原則として、支払いの事実を証明する書類または領収書を添付しなければならない。

(交通費)

第3条 労組業務での会議・出張の場合は原則として合理的で経済的な経路の公共交通機関を利用し、実費支給とする。

- 2 自宅から最寄駅までのタクシーの利用、及び目的地の最寄駅から目的地までのタクシーの利用は、バスの利用が困難など合理的な理由がある場合に認める。
- 3 通勤及び業務で交通費が支給される場合はその区間を除いた区間の料金を支給する。
- 4 自家用車利用の場合は実際に走行した距離に応じてガソリン代を実費支給する。
 - 1) ガソリン代の算定基準は 15 円/km
 - 2) 自動二輪の場合は上記の半分とし、小数点以下を切り上げる。
- 5 高速道路や駐車場を利用した場合は、レシートか領収書を添付する。高速道路で ETC を利用した場合は発着した IC を出金伝票に記載する。

(会議費)

第4条 会議に食事が必要と認めるときは、参加者1人あたり1,000円以内の食事代・弁当代を中央財政から支出する。支給は、中央執行委員長（または支部委員長）の判断とする。

- 2 食事代が参加者1人あたり1,000円を超える場合は、個人負担または支部財政費から補填する。個人負担または支部財政費からの補填方法の詳細については支部ごとに定める
- 3 実際の参加者数が、事前に用意した弁当数を下回り結果として1人あたり1,000円を超える弁当代となった場合もその全額を中央財政から支出する。ただし、会議の主催者は大きな差異が発生しないよう努めなければならない。

(参加手当)

第5条 以下の会議や研修、集会に参加した者に参加手当を中央財政より支給する。支部財政からは支出しない。会議へのオンライン出席は実出席に含め、集会へのオンライン参加は実参加には含まない。労組専従には支給しない。

- 1) 大会代議員手当 2,000 円 (1 会議の実出席 1 日あたり)
(適用) 生協労連や関東地連等の上部団体大会代議員、東京統一労組中央大会の代議員
- 2) 交流会学習会参加手当 2,000 円 (1 会議の実出席 1 日あたり)
(適用) 東京統一労組が参加を呼びかけた上部団体、他団体の交流会や学習会の参加者
- 3) 集会参加手当 1,000 円 (1 会議の実出席 1 日あたり)
(適用) メーデーなど東京統一労組が参加を呼び掛ける他団体の集会参加者
- 4) 上部団体会議参加手当 1,000 円 (1 会議の実出席 1 日あたり)
(適用) 東京統一労組の上部団体等の会議出席者
- 5) 専門部会議参加手当 1,000 円 (1 会議の実出席 1 日あたり)
(適用) 東京統一労組の専門部会議出席者
- 6) 会議参加手当 500 円 (1 会議の実出席 1 日あたり)
(適用) 東京統一労組の中央および支部で開催する会議全般

(オンライン会議参加費用補助)

第 6 条 オンライン会議への参加の際、職場や自宅からの参加が難しい場合にテレワークスペースとしてコワーキングスペース、ネットカフェ、ビジネスホテル、カラオケ店などを利用した費用の一部または全部を、1 時間あたり 1,000 円を上限とし中央財政から補助する。ただし利用にあたっては事前に許可を得る必要がある。

- 2 中央開催会議は書記長に、支部開催会議の場合は支部書記長に打診し事前に許可を得る。
- 3 費用の申請にあたっては利用料金の詳細がわかる領収証を添付する。
- 4 準備撤収の時間を考慮し、実会議時間に最大 1 時間を加えて利用することを認める。
- 5 利用者は極力費用の節約に努める。

(オンライン会議開催時の費用精算)

第 7 条 東京統一労組の中央、支部および専門部でオンライン会議（ハイブリッド開催含む）を開催した場合、費用の精算と申請について以下の定めに沿っておこなう

- 1) オンライン会議開催時、当日の費用精算は交通費など実費のみとし、参加手当の精算は後日振込にておこなう。
- 2) オンライン会議の開催者は、現金による費用精算の有無にかかわらず、会議終了後速やかに「報告書兼申請書」を作成し、会計担当者に提出する。会計担当者は後日「報告書兼申請書」に基づき中央書記局に精算を依頼する。

(組織拡大費)

第 8 条 労働組合の活動に労組規約で定めた組合員対象者の労組未加入者が参加した場合、労組員に準じ組織活動費からその費用を補助することができる。

- 2 統一労組管内の非正規労働者（再雇用労働者・パート労働者など）で労組未加入の者に加入を呼びかけ組織拡大を推進する為の費用として、会議参加費の補助、交流会参加費用の補助、交通費の補助などを労組員と同等におこない、その費用は中央財政から組織拡大費組織拡大の科目で

支出する。

3 中央、支部の会議全般、交流会、レクリエーションなどのすべてを対象とする。

(物品購入の承認)

第9条 20万円(税込)以上の労組の事務機や設備を購入する場合は、中央執行委員会で承認を得なければならない。

(大学生協互助会の会費納入)

第10条 労組員の大学生協互助会の年会費は労組会計から一括して納入する。

(支部会計運営細則について)

第11条 各支部は東京統一労組会計規定および本会計運営細則にもとづき、支部財政費の適正な運用に努めるため支部ごとに会計運営細則を定める。

2 支部運営細則には、中央執行委員会確認の支部運営細則(雛形)の第1条(総則)を規定する。

(細則の変更)

第12条 この細則の改廃は、中央執行委員会での議決を必要とする。

(細則の実施)

第13条 この規定は、東京地区統一労組第13期より効力を発する。

2017年7月30日 発効

2021年7月21日 改訂

2024年6月22日 改訂